

クラブ員各位

新宮ライフセービングクラブ 代表

新宮海岸のトレーニング等の利用について（通知）

クラブ所有器材が増えて私有器材も徐々に増えており大変喜ばしいことですが、昨今コンテナスペースが限られてきたため、「新宮海岸のトレーニング等の利用について」（平成 29 年 2 月 24 日付け新宮 LC 第 1 号）を下記のとおり改正しましたのでお知らせいたします。

新宮ライフセービングクラブでは、更なる新宮海岸におけるトレーニングを推進していきます。しかし、クラブ事業ではない利用（個人的なサーフィンや海水浴などの目的）は、下記の利用方法による使用を堅く禁止します。

記

1. コンテナについて

- ① コンテナ及びコンテナ周囲並びにコンテナ内の維持管理及び整頓に努めること。
- ② ゴミは各自で確実に持ち帰ること。
- ③ コンテナ内の砂は、毎回使用後に掃き出すこと。
- ④ 施錠管理を徹底し、備品管理に努めること。
- ⑤ その他の詳細な留意事項は、コンテナに掲示するので確認し、徹底すること。

2. ベストサプライ駐車場について

- ① 駐車許可車に駐車場票を交付するため、駐車希望者は代表へ口頭等により申請すること。
 - ② 敷地内へ入るときから出るまでの間、駐車場票をフロントガラスの見やすい個所に掲示すること。
 - ③ 駐車場票を忘れた場合など、駐車場票を掲示できない場合は、敷地内への駐車を原則として認めないものであること。
 - ④ 入口のチェーンを外した際は、直ちにチェーンを元通りにかけること。
 - ⑤ 敷地中央から駐車場票が容易に確認できるよう、バック駐車での駐車のこと。
 - ⑥ 秩序正しく、並べて駐車すること。
 - ⑦ できる限りコンテナ付近へ駐車すること。
 - ⑧ ㈱ベストサプライ従業員へ配慮し、運転及び駐車すること。
 - ⑨ 駐車場票を紛失・破損した場合は、再交付するため、直ちに代表へ報告すること。
 - ⑩ 車両変更時などは継続して駐車場票を使用不可であり、遅滞なく代表へ報告し、新たに許可を得ること。
 - ⑪ 水着などに着替える際は、コンテナ内または車両の中（窓・ドア閉鎖）で着替えること。
 - ⑫ イレギュラーな講師等の駐車場利用は、ゲスト用の駐車場票を活用すること。
- 以上に違反した場合は、以後の駐車場利用を禁止し、交付した駐車場票を没収する。

3. 井戸水の使用について

- ① 他者から勝手に使用されないことがないように、周囲の目線などに配慮すること。
- ② 井戸ポンプ保護のため、使用後には漏水等の有無を確認すること。
- ③ 漏水等を発見した場合は、連絡がつく理事へ即時通報すること。通報を受けた理事は、早期に代表へ報告すること。

4. クラブ器材について

- ① 器材の破損防止に努め、破損または汚損させた際は連絡がつく理事へ即時報告すること。報告を受けた理事は、早期に代表へ報告すること。
- ② 海水へ浸けた器材は上水洗浄し、元の場所へ保管すること。

5. 私有器材について

- ① 原則として、コンテナはクラブ器材を保管するものであり、当分の間、空いているスペースのみ私有器材の保管を認めるものであること。
- ② 保管を認める私有器材は、クラフトやレスキューチューブなどのレスキュー器材及びトレーニング器材で持ち運びが容易でない器材に限り認めるものであり、被服等や容易に持ち帰れる物品等は対象外であること。保管の可否は理事会で判定する。なお、クラフトは一人につき一つしか認めない。
- ③ 上記②の対象外となる物品等が存置されている場合は、所有者へ確認することなく廃棄すること。
- ④ コンテナに保管している私有器材は、トレーニング等で他者に無断で使用される可能性があること。また、他者の私有器材を使用して破損または汚損させた際は、所有者へ即時報告し、対応等を所有者と当事者の間で協議、対処すること。その際、クラブの管理責任は負わないため、自己管理責任の範囲内で私有器材を保管すること。
- ⑤ 今後、クラブ器材や私有器材が増加してコンテナの空きスペースが限られてきた場合は、私有器材のコンテナ保管を制限することが見込まれること。

6. トレーニングについて

- ① 海トレーニングは最低人員2名とする。また、安全管理者を設定すること。
- ② トレーニング日時を事前（48時間前まで）に、システム(<http://shingu.s601.xrea.com/>)へ書き込むこと。
- ③ 安全管理者は経験豊富な者を設定し、安全管理者が主体となって事故予防に努めること。また、経験が少ない者のみでの練習は事前に中止させることがある。
- ④ 特に高波浪時や強風時は、安全管理者は各技量の段階に合わせて実施させ、波のセット間隔や離岸流の位置等を入水前に確認すること。また、地形や天候などに伴う波、流れのコンディションについて、安全管理者がトレーニング前に予め説明を行うこと。
- ⑤ 付近住民等に配慮し、環境調和に努めること。

7. その他

- ① 「新宮海岸のトレーニング等の利用について」（平成29年2月24日付け新宮LC第1号）を改正する。

以上